

## 規約変更書

合同製鐵健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改正後	改正前
①	<p>(<u>保険料額等の負担割合</u>)</p> <p>第 5 3 条 一般保険料等額 (<u>うち一般保険料分</u>) 及び調整保険料額の 9 5 分の 5 3. 4 は事業主、4 1. 6 は被保険者において負担する。</p> <p>2 <u>介護保険料額は事業主と被保険者が折半して負担する。</u></p> <p>3 <u>子ども子育て支援金額は事業主と被保険者が折半して負担する。</u></p>	<p>(保険料の負担割合)</p> <p>第 5 3 条 一般保険料額及び調整保険料額の 9 5 分の 5 3. 4 は事業主、4 1. 6 は被保険者において負担する。</p> <p>2 (新設)</p> <p>3 (新設)</p>
②	<p>(予備費の費途)</p> <p>第 5 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>子ども勘定のうち、予備費を充当できる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>子ども子育て支援納付金</u></p> <p>(2) <u>子ども子育て支援金還付金</u></p>	<p>(予備費の費途)</p> <p>第 5 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (新設)</p>
③	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 5 6 条 (略)</p> <p>2 <u>介護納付金及び子ども子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号の方法によって保有しなければならない。</u></p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 5 6 条 (略)</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号の方法によって保有しなければならない。</p>

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(①、②、③)